

00446

毎週火曜日発行(但し休日に当るときは翌日)

教係」を「監理文教係、県史編さん室」に改める。

鳥取県公報

規則 次
◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
◇選挙長告示 衆議院議員選挙の立候補の届出

第八条総務管財課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。
十二 行政無線に関する事
十三 防災行政連絡所に関する事
第八条広報文書課の項に次の二号を加える。
十六 県史編さんに関する事
し、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とする。
第五十七条の表の厚生援護課の項中

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例
第一条及び第二条の規定による引揚
の促進、遣家族、留守家族、帰還者
の更生に対する対策、
の推進並びにこれらに關する緊急計
画の樹立並びに非常災害に際しての
救助のための緊急措置に関する計
画の実施

及び

第六条第二項第一号の表の広報文書課の項中「監理文
鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第
二十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項第一号の表の広報文書課の項中「監理文

鳥取県引

揚同胞對

策審議會

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例
第一条及び第二条の規定による引揚
の促進、遣家族、留守家族、帰還者
の更生に対する対策、
の推進並びにこれに關する緊急計
画の樹立並びに非常災害に際しての
救助のための緊急措置に関する計
画の実施

を削る。

6	5	4	3	2	1	届番号受	届出年月日	届出の別	候補者氏名	本籍
"	"	"	"	"	昭和三十八年十月三十日	争設鳥取県工事審議会紛糾	本人届出	本人届出	赤澤正道	鳥取県米子市
古井喜實	ふるいよしみ	武部実文	たけべぶん	足尾みのる	あしかかく	石尾覚	本人届出	本人届出	とくやすじつぞう	鳥取県米子市
八郡家原町八幡頭二郡	島取県溝口町字日野郡	島取県吉谷町字七番地	島取県吉谷町字六番地	島取県吉谷町字三丁目一六番地	島取県吉谷町字一九番地	島取県吉谷町字一九番地	島取県吉谷町字一九番地	島取県吉谷町字一九番地	安藏	鳥取県米子市
吉祥寺三本町二番地	東京市九番地	東京市八丁目二番地	東京市七丁目二番地	東京市六丁目二番地	東京市五丁目二番地	東京市四丁目二番地	東京市三丁目二番地	東京市二丁目二番地	大正	鳥取県米子市
明治三十六、四	自由民主党	明治三十九、七	日本社会党	明治三二、一三	日本社会党	明治三七、二六	自由民主党	農業	日本共産党	日本共産党
自由民主党	団体役員	日本社会党	日本社会党	日本社会党	K・社長	K・社長	K・社長	米子ガス	株式会社塩田	塩田

この規則は、公布の日から施行する。

争設鳥取県工事審議会紛糾	建設法第二十五条の規定による紛争の解を
建設業法第二十五条の規定による紛争に關する事務	建設業法第二十五条の規定による紛争に關する事務

選挙長告示

衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員選挙につき、候補者として次のとおり届出があつた。

昭和三十八年十一月一日

故 島 賢 市
衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長

附則

に改める。

を

争設鳥取県工事審議会紛糾	建設法第二十五条の規定による紛争の解を
建設業法第二十五条の規定による紛争に關する事務	建設業法第二十五条の規定による紛争に關する事務

議会料金審査会	鳥取県中審査会	鳥取県理師試験委員會	鳥取県化審議会	会正境島衛生環
鳥取県料金審査会	鳥取県中審査会	鳥取県理師試験委員會	鳥取県化審議会	環境衛生関係營業の運営の適正化に

環境衛生関係營業の運営の適正化に
に関する法律第五条の規定による
の調査及び同行の実施に対する事務

環境衛生関係營業の運営の適正化に
に関する法律第五条の規定による
の調査及び同行の実施に対する事務

会正境島衛生環

環境衛生関係營業の運営の適正化に
に関する法律第五条の規定による
の調査及び同行の実施に対する事務

鳥取県農業改良指導員資格試験委員會	鳥取県農業改良指導員資格試験委員會	第五十七条の表の林務課の項中	第五十七条の表の農政企画課の項中「鳥取県改良普及資格試験及び資格認定に関する条例」を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。
鳥取県農業改良指導員資格試験委員會	鳥取県農業改良指導員資格試験委員會	第五十七条の表の農政企画課の項中	第五十七条の表の農政企画課の項中「鳥取県改良普及員資格試験条例」を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。

第五十七条の表の衛生課の項中

第五十七条の表の農政企画課の項中「鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例」を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。

第五十七条の表の林務課の項中

第五十七条の表の農政企画課の項中「鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例」を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。